

国 営 計 第 141 号
令和 7 年 12 月 23 日

各地方整備局 営繕部長 様
北海道開発局 営繕部長 様
沖縄総合事務局 開発建設部長 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課長
(公印省略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第四版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、令和 7 年 12 月の第三次・扱い手 3 法の全面施行等、公共建築工事にまつわる動向等や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、「公共建築工事の発注者の役割」解説書を改訂したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所等において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事の発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、本解説書は、地方公共団体及び各省各庁にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説書の趣旨、具体的な運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23222, 23226)

国 営 計 第 142 号
令和 7 年 12 月 23 日

全国営繕主管課長会議 構成員 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課長
(公印省略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第四版）について

平素より官庁営繕行政の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、令和 7 年 12 月の第三次・扱い手 3 法の全面施行等、公共建築工事にまつわる動向等や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、「公共建築工事の発注者の役割」解説書を改訂しましたので、別添の通り送付致します。

各構成員の皆様におかれましては、引き続き、必要に応じてこの解説書を適宜参考にしていただくとともに、企画・予算措置を行う部局、その他の関係する部局にも情報共有等していただきますようお願い致します。

また、都道府県におかれましては、誠に恐縮ではございますが、貴都道府県内の市区町村に対しても本解説書を送付いただきますようお願い致します。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23222, 23226)